

平成28年度第4回吹田市男女共同参画審議会 議事録

開催日 平成28年10月28日(金)

開催時間 (開会)午後3時30分 (閉会)午後5時37分

場所 吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

議題 1 男女共同参画プランの推進に関する関係各室課からの意見聴取について
2 その他

出席委員 石蔵 文信 北嶋 紀子 田中 敏雄
平野 和子 堀川 真理子 栗田 智代
西岡 昌佐子 坪井 素子 仲田 功
小谷 訓子

欠席委員 小牧 規子 玉井 真理子 寺本 尚美
出口 都彦

出席市職員

市民部長 高田 徳也
市民部次長 中野 勝
市民部男女共同参画室長 森本 茂
市民部男女共同参画室参事 田家 学
市民部男女共同参画センター所長 畑澤 由佳
市民部男女共同参画センター所長代理 潮見 智昭
市民部男女共同参画室主幹 飯尾 由美子

危機管理室長 竹嶋 秀人
危機管理室主査 有吉 恭子
保育幼稚園室長 西村 直樹
保育幼稚園室参事 小田 美紀子
放課後子ども育成課長 脇谷 貴文
子育て支援課長 杉原 博之
子育て給付課長 當 直美
家庭児童相談課長 岸上 弘美
家庭児童相談課主幹 久本 利恵

傍聴者 なし

平成28年度第4回吹田市男女共同参画審議会

平成28年10月28日(金)

午後3時30分～午後5時37分

吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

○飯尾男女共同参画室主幹

開会に先立ちまして、平成28年10月1日付けで事務局職員に異動がありましたので、異動職員の紹介をさせていただきます。

市民部長の高田でございます。

(部長あいさつ)

市民部長につきましては、公務のためここで退席させていただきます。

○会長

それでは、吹田市男女共同参画審議会を開会します。

まず、審議会の開催要件について報告をお願いします。

○飯尾男女共同参画室主幹

本日の審議会委員の御出席の確認でございますが、14名中10名の委員の方の御出席をいただいております。従いまして、吹田市男女共同参画推進条例施行規則第10条第2項による成立要件、委員の半数以上の出席を満たしております。

なお、小牧委員、玉井委員、寺本委員、出口委員からは御欠席の連絡をいただいております。

○会長

次に、本日の会議傍聴の申し出はありますか。

○飯尾男女共同参画室主幹

本日の傍聴希望者はございません。

○会長

それでは、事務局から資料の確認をお願いします。

○飯尾男女共同参画室主幹

(資料確認)

○会長

それでは議題に入らせていただきます。

本日は男女共同参画プランの推進に関して関係室課からヒアリングの機会を持ちたいと要請しておりまして、危機管理室、保育幼稚園室、放課後子ども育成課、子育て支援課、子育て給付課、家庭児童相談課からお越しいただいております。順次意見聴取を行ってまいりますので、よろしくをお願いします。

○飯尾男女共同参画室主幹

では、危機管理室の職員を紹介させていただきます。竹嶋室長、有吉主査です。それでは業務概要について説明をお願いいたします。

○竹嶋危機管理室長

危機管理室では市が持っております地域防災計画に基づきまして、市民に防災の啓発

又自主的な防災組織の結成、それに伴う訓練等に取り組んでいただくという大きな業務と、もう一つは防犯で、市民又は公共の見守りの目を増やして、防犯上しっかりした地域にしていくという防災と防犯の業務を担っております。以上です。

○会長

特に男女共同参画に関係するようなことはございませんか。

○竹嶋危機管理室長

第3次すいた男女共同参画プランでは、基本方向VI-6-(1)、VI-6-(2)の2箇所になっております。防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大ということで、東日本大震災以降、多くの方の意見を聞きながら災害対応をしております。また、避難生活を送ることがクローズアップされており、市でも女性の意見をできるだけ取り込んでいこうと、防災計画を作るための防災会議構成委員に、女性を積極的に登用するというので、現在4名の方が、全体では30名近くいる中の4名ということでもまだ少ないのですが、この辺りは積極的に女性が入っていただいて、多様な意見を防災計画に反映できるように努めているところです。

次に、基本方向VI-6の(1)になりますが、地域防災計画及びマニュアルなどに女性の視点を反映しようと、特に避難所の運営に女性の視点ということで、平成24年4月にはマニュアル等に女性の視点を入れることを追加しております。また、今年度地域防災計画の改訂を予定しているのですが、施設ごとのマニュアルにも女性の視点を盛り込みます。女性専門の委員会も来年度以降には結成して、よりダイレクトに女性の意見を反映できるような形の防災対応をしていきたいと考えています。

3番目ですが、避難場所や災害ボランティア活動などにおける男女共同参画の視点からの配慮ということで、地域の防災リーダー研修を平成24年度から始めております。最初はやはり地域で頑張っておられるリタイアされた男性の方の参加が非常に多かったのですが、女性もどんどん来てほしいということで、現在、防災リーダーとして10名の方が防災リーダー講習を受けて、地域防災リーダーとして活躍していただいております。ただリーダー講習だけでは地域に入っていけなかったり、知識が広がらなかったり、防災意識が広がらなかったりということで、女性視点の防災クッキングをやるとか、そういう取り組みを進めているところです。出前講座に関しても、男女共同参画センターと協力して、保育スタッフの講座を行うとか、子育て中のお母さんの講座等多岐にわたるように、防災事業を持っていただけるような講座にも努めているところです。

4番目ですが、VI-6-(2)で防犯に関する内容です。これに関しては、防犯に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大ということです。防犯協議会というのが各小学校区にあります。そちらではPTAとか体育振興会に参加されている女性の意見をいただいたり、校区で安心安全マップという地域の防犯上危ない場所であるとか、交通安全上よくない場所を調べたりというマップ作りに、PTAを中心に入っているのですが、まだその延長線上としての政策・方針決定に、女性の声があるところまでは進んでおりません。今後の課題と思っております。以上です。

○会長

では御質問をお願いいたします。気づかれたことからお願いします。

○A委員

今お伺いした中で、地域防災計画及びマニュアルなどに女性の視点を反映と書いているのですが、平成28年度の防災計画改訂中とあり、マニュアルに女性視点を追

記ということですが、今作っているということなのですね。それでは以前の計画で結構ですので、具体的にどういう提案があるのかというのが質問の一つ。二つ目は防災リーダー研修で10名の女性という説明だったのですが、そもそも防災リーダー何人中の10名かということをお教えいただけますか。

○竹嶋危機管理室長

地域防災計画への反映になりますが、今現在改訂中ですが、以前の防災計画というのが東日本大震災を受けて平成24年度末から着手しまして、現在一番新しいのが平成26年10月のものになります。このとき東日本大震災で女性の視点がなかったり、避難所での諸問題もありましたので、多様な意見の中に女性視点という表現が入ってきたりして、避難所運営に係る構成員には女性も含めたという表現をしております。

防災リーダー研修の受講者数ですが、平成24年度から平成27年度までに150名ほどです。そのうちの10名ですので、まだ割合としては少ないと思います。

○有吉危機管理室主査

地域防災計画の中での盛り込みなのですが、女性の視点とともに、母子で避難をしていたり乳幼児を抱えていたり、女性だけではないと思いますが、避難所生活が困難な方々がいらっしやっただという意見を受けて、市で今後どのような避難所運営をしていったらいいかということをお、地区で考えていただけるような出前講座の内容にもしております。

○会長

他に御質問はありませんか。

○B委員

同じく基本方向のVI-6-(1)で、女性の視点ということで2、3箇所ありますが、具体的にヒアリングをされたものを追記しているのですか。

○有吉危機管理室主査

各部局のヒアリングもさせていただいて、地域にも行かせていただいているということをお繰り返している中で、また子育て広場にも呼んでいただいておりますが、こんなことが大変だったというのを聞かせてもらって作業をしているのですが、具体的に計画に盛り込んでいくのと、先ほど説明したマニュアルは来年度の改訂ですので、どちらかというとお地域防災計画は一般市民の方が持って読み込むというのではなく、ハード面が多いものです。皆さんの御家庭にあるのは、恐らく防災ハンドブックというもので、こちらの改訂のときにどれだけ盛り込めるかなということをお、女性委員会の立ち上げとともに、そういう視点をヒアリングできるような場所と仕組みを作っていくように予算要求中です。

○会長

他に御質問はございますか。

○C委員

今のお話に関連して、防災計画とマニュアルというのは先ほどの防災ハンドブックとイコールということですか。

○有吉危機管理室主査

別です。避難所運営マニュアルとは別にあります。

○C委員

マニュアルを書いたり計画を立てたりするのは、吹田市防災会議委員ということですか。

○竹嶋危機管理室長

市町村が災害に備えて、災害時、災害復旧にかけての概要的なものが防災計画になります。これは防災会議という市の部長級、ガス、水道、電気等の事業者、学識経験者等で、概要的なものを決めています。これを運用するに当たっての必要なマニュアルは、各部局が作っています。

○竹嶋危機管理室長

避難所なら避難所を運営する部局が作っています。

○C委員

吹田市防災会議構成員というのは何をしているのですか。

○竹嶋危機管理室長

計画を大まかに決めて、こういう変更をするけれど、どうですかと意見をいただいて、諮問するというをやっています。

○有吉危機管理室主査

意思決定機関になります。

○C委員

計画を立てる時にその委員が関与されるということですね。

○竹嶋危機管理室長

そうです。

○C委員

全体で30名とおっしゃっていたのですが、主にどういう分野の人になりますか。

○有吉危機管理室主査

茨木土木事務所、府の関係では吹田保健所と警察、市では市長、副市長、水道事業管理者、市の関係部局や消防、NTT、関西電力、淀川右岸水防事務組合、大阪ガス、吹田市医師会、関西大学、家庭防火クラブ連絡協議会です。全部で28名です。

○C委員

そういう方が構成員を占められていて、そのうち4名しか女性がいないということですね。

○会長

どこでもそうなのですが、充て職が多いですね。充て職が多いから男性ばかりだと思うので、女性がゼロというところもあります。本当の危機が起こったときにする防災と、避難所の問題で、女性だとトイレ、着替え、授乳の問題も、細かいことはたぶんここでは決められないですね。

○有吉危機管理室主査

この中でも1ページの半分くらいが避難所のことです。どちらかというとハード整備。

○竹嶋危機管理室長

それだけしか書いていないです。

○会長

恐らくここで決めるよりは、各避難所でトイレの問題、着替えの問題、授乳の問題をどうするかという方が具体的ですね。

○竹嶋危機管理室長

危機管理室では避難所運営マニュアル作成指針というのを平成24年に作りまして、それをオープンにして、これをベースにそこにあらゆる配慮をすること。当然女性の視

点であるとか、女性のための授乳室、着替え室、保育室を作ってくださいというのを全部盛り込んでいます。あとはそれぞれの施設が、それぞれの利用形態であるなど施設の形態によって変わりますので、専用のマニュアルを作ってくださいということです。遅いところは昨年度、平成27年度までかかっていました。現在は、全施設あるという状況になっています。

○C委員

先ほど女性の専門員委員会を作る準備中だということですが、その委員会がマニュアルとかについて、女性の視点からもチェックをするということを期待されてこれを作ろうと思われているのですか。ちなみに女性の専門委員会は、防犯に対する政策だとか方針決定には関与されるのですか。

○竹嶋危機管理室長

今は想定していません。

○C委員

防犯は結構女性が被害者になることが多いので、女性の視点で1回チェックするというのは非常に重要ではないかと思いました。

○会長

他に御質問はございますか。

○会長

地域ごとの避難所ごとのマニュアルはもうすぐ出るのですか。

○竹嶋危機管理室長

ひな形といいますか基本形といいますか、最初の1冊は全施設出来上がっています。

○会長

それはやはり女性の方々に目を通していただいて、女性の目で見えていただかないと男性だと素通りしていくようなことでも、女性だったら良くないということもあります。

○竹嶋危機管理室長

マニュアルをどこに置いているのかは施設に任せているのですが、公共施設に行っていたら、避難所指定している施設にはあるはずですが。できるだけそういう機会を通じて周知したりして、訓練等で使っていただくというのが必要かと思っていますが、まだそこまでは徹底ができていないのが事実です。

○会長

他に御質問はありませんか。

○D委員

先日、鳥取で地震があったように、いつどこで何が起こるか分からないということですが、時折聞くのが、避難所などで性的被害を受けられて、避難所に行くことが逆に命を脅かすという声を聞きますので、そういうときに、こういうところに意見が反映されることが必要なと思います。それぞれ任せてあるけれども、基本的なベースは市が出しておくことと、勝手にそれぞれがやってくださいでは違うかなと思います。最初はみんながどさくさだけでも、そこで長期の暮らしをしなければならぬときに、女性が避難所に入れないというようなことを聞くと、なぜ女性だけがということになってしまい、障がいを持っていらっしゃる方とかいろいろあるけれども、そのあたりのことを女性の視点というなら、チェック項目できちんとすべきだと思います。

○竹嶋危機管理室長

マニュアルにつきましては、作成指針を平成24年4月にオープンにしてから手入れができていませんでした。そこには東日本大震災の検証が入った女性視点とは、女性のこういう部屋がいるとか書き込んでいるのですけれども、実際風水害であるとか、鳥取中部地震、この春の熊本地震も含めていろんな検証が出てきています。ですから間に合えば今年度中に、避難所運営マニュアル作成指針も少し改訂はさせていただこうとは思っているのですが、ただ、そういう形でこの間の災害を含めて4年も経っていますので、少し手入れして強化したいとは思っております。

○E委員

基本ベースでどれだけ女性の最低限決まっていることを、今現在で結構ですので何かありますか。こんなことをしようというようなことはないですか。

○竹嶋危機管理室長

東日本大震災のときは相当女性のことは言われたのですが、現地では案外そうではなかったみたいなのですけれども。女性用に教室を確保するとか、相談室を作るとか、女性ならではの必要なものがあります。化粧品などの身だしなみの関係で、男性は気にしないですが、意外に身だしなみで必要なものがありますので、鏡とかやはり女性のニーズがあるというのは言われていますので、マニュアルの作成指針の中ではそういうものをちゃんと用意しましょうということを書いて、運営される方が気の付くように書いて行くことになるのかなというイメージはしています。あとは今のマニュアルで、授乳室、保育室、男女別の着替えの部屋等は、すでに東日本大震災で課題になっていましたので、今盛り込んでいる状態です。ただ、各部局が作ったマニュアルできっちり反映できているのかというのは、もう一度我々が検証しないとイケないのだろうなという気がします。

○会長

吹田は避難所が多いので、思い切って女性専用車みたいのものと一緒で、1日、2日は我慢していただいても、例えば授乳中の方もここに来ていただくとか、女性はこことかいうのを作ったら割とトピックスになるような気がするのですけれども。

○有吉危機管理室主査

地域防災計画の改訂の中で、母子はこの施設が引き受けましようかと言ってくださっている部局や、女性の性被害を受けた人で、成人男性と一緒に避難所生活を送ることは難しいところは引き受けましようかと言ってくる部局とは、こちらとの調整中になりますので、そういったところを含めて、最初の3日は無理でも4日目からは福祉避難所ではないのですが、二次的な避難所として今年度は整備できたらという方向です。

○会長

いろんなところでいろんな設備を少しずつそろえるよりは、そちらの方がいいのかもしれないですね。

○有吉危機管理室主査

御家庭のある方は、赤ちゃんの泣き声が気になるから日中だけそこに行くとか、戻れるようにと考えてくださっている施設もあるので、バラバラにするのが本当にいいのか。

○E委員

家族バラバラというのはちょっと問題になると思います。

○有吉危機管理室主査

一緒に行きたいというお母さんの気持ちもありますし、だから家族と車で過ごしてしまっただけということも熊本で聞いたものですから、どのようにするのがいいのか。一緒にいたいという方が、我慢しなくてもいいようなところで、調整を進めてはいるのですけれども。

○会長

吹田らしいのを作られると全国に発信できますね。
他に質問はございますか。
ないようですので、次の意見聴取に移ります。

(危機管理室職員退室、保育幼稚園室職員入室)

○飯尾男女共同参画室主幹

保育幼稚園室の職員を紹介させていただきます。西村室長、小田参事です。それでは業務概要について説明をお願いいたします。

○西村保育幼稚園室長

資料は一覧表にさせていただいているのですけれども、基本的には就労支援ということでお子さんをお預かりして保育をするということと、幼稚園も所管しておりますので、幼稚園の管理運営ということになっております。

事業名と平成27年度の決算額、決算額の単位が抜けていますが単位は千円です。一番右に事業内容を載せております。

ナンバー1から言いますと「病児・病後児保育事業（委託）」で、発熱したお子さんを保育所でお預かりできませんので、ドクター監視の下、保育施設で保育するというところで、委託で2箇所実施しております。ナンバー7「病児・病後児保育事業（補助）」で1箇所ということで、市内3箇所で行っています。

ナンバー2は「認可外保育施設運営支援事業」。3箇所に運営費を助成して、待機児童の受け皿として業務をしていただいています。

ナンバー3「発達支援フォロー事業」で、私立保育所に公立保育園長OBが巡回しております。保育の手立てとか、専門職も一緒ですので、そのあたりの相談を受けながら、障がい児を公立はかなり受けているのですが、私立の方はノウハウを蓄積している園が少ないということで、こういう形で巡回しています。

ナンバー4は「公立保育所民営化推進事業」。これは公立保育所18園あるうち5園を順次民営化していくということで、事業者選定委員会の予算になっています。

ナンバー5は「新規参入施設巡回支援事業」で、事業内容のところで「小規模保育事業所を公立保育園長OBが巡回支援」とありまして、3歳未満児の認可事業が平成27年度から新しく制度化されまして、待機児童が多い3歳未満児が対象ということで、開所しやすいマンション等の一室でもできるのですが、数を増やしていきますと質が落ちるということで、それを防ぐために保育の手立てとか保育内容の支援を園長OBが行っています。

ナンバー6の「一時預かり事業」ですが、私立幼稚園や私立の認定こども園の一時預かり事業に対する助成でございまして、スポット的な一時預かりですとか、保育所は入るのにハードルがありまして、就労で一日4時間以上、一週間で4日以上働いていない

と入れない形になっています。そのあたりの受け皿ということで、そこに満たないような働き方の方については、この一時預かり事業で見えていただいております。

ナンバー7は先ほど申し上げたとおりで、ナンバー8は「保育事業」で、こちらの方は公立保育所で保育をしている事業でございます。

ナンバー9「子育て支援事業」ですが、こちらは地域子育て支援事業と一時預かり事業で、公立で行う分でございます。

ナンバー10は「休日保育事業」。現在1箇所ですけれども、日曜日や祝日に保育を実施しています。これはこども発達支援センターで実施しています。

ナンバー11は「特定教育・保育施設等運営助成事業」と難しい表現になっていますが、平成27年度から制度が変わりまして、保育所、幼稚園、認定こども園をひっくるめて特定教育・保育施設という名前に変わりました。先ほど申し上げた3歳未満児の小規模保育事業は地域型保育事業所という形になりまして、そちらの方にいろんな助成事業、延長保育されたり、障がい児の保育をされたりということで、実施されているところに助成をしております。

ナンバー12「施設型・地域型保育給付事業」。こちらは、お預かりいただいた児童の数、年齢別に単価が決まっています、義務的に給付するというシステムになっており、これが私立にお渡ししている額の総額でございます。

ナンバー13の「幼稚園管理運営事業」は、公立幼稚園の管理運営、ソフトとハード面ということになっています。

ナンバー14は「就園奨励事業」で、こちらは私立幼稚園に通われている方の保育料に対する助成でございます。

ナンバー15「幼稚園教育支援事業」は、公立幼稚園も預かり保育をしておりますので、こちらの方の一時預かり事業でございます。

簡単でございますが、事業の概要については以上でございます。

○会長

では御質問がございましたらお願いします。

○F委員

ナンバー3の「発達支援フォロー事業」について、OBの方が巡回されていると書いてあるのですが、具体的には巡回をされて、どういう点を感じられたのですか。それを感じたらどういうふうにあとでバックされているのでしょうか。

○西村保育幼稚園室長

毎月巡回しておりまして、月に一回報告書を上げていただいております。半年に一回、中間総括ということで、全施設の中間総括、相談内容、指摘内容、改善されたかどうかというところを残しています。新しい施設と一年たった施設とがありまして、それぞれアドバイスや内容が違うのですが、主に発達に支援を要するような障がい児の保育の手立ての相談、そういう方についての機関をどこに連携していったらいいのか、多くは保健センターに繋いでいく話になるのですけれども、具体的な保育の中身の衛生管理ですか、離乳食関係の相談とかが主なものでして、乳幼児突然死症候群というのがあります。そういうのを防ぐために、5分に1回就寝時は確認しないといけないことになっておりまして、そういうのを徹底ですとか、事故予防のためにさせていただいている状況です。

○G委員

保育所の待機児童ゼロにするようにと言っているのですけれども、ひとり親家庭、離別や死別でひとり親になったときに、働こうと思ったら子供を預かってもらわないと働けないのです。なかなか保育所に入れてもらえない。働かなければ保育所に入れない。短期で働く方が多いです。

○西村保育幼稚園室長

非正規の方が多いです。

○G委員

ひとり親家庭だけではなく、保育所に預かってもらえると安心して仕事を探せるのに、仕事が見つからないと保育所で預かってもらえない。仕事が見つかったところで、即保育所に入れませんか。ゆったりとした気持ちで仕事を探したい。慌てないで子供を育てていこうとなると大変なので、ゆっくりと少しでも条件の良いところを探そうと思っているので、保育所に入れるようお願いします。

○西村保育幼稚園室長

おっしゃるとおりなかなか待機児童がゼロになりませんが、この10年間で1,444人分を確保はしてきているのですけれども、それでもまだ足りないということで、平成28年度から3年間で2,150人分をさらに作ろうということで作っているところです。母子家庭の方はかなり加点させていただいていますので、9時から5時までのアルバイトか何かを見つけていただいたら正職に勝てるような設定にはなっているのです。母子家庭なので絶対働かないといけません。ただ年度途中になりますと、どうしても枠が埋まってしまいますので、そのあたりは枠の拡大しかないと考えますので、それはそういうところで頑張っていきたいと思っています。

○G委員

子供が二人いる母子家庭の方で、保育所の入所できる年齢が決まっているので保育所が別になるのです。どうして二人一緒に預かってもらえないのですかと言うのですが、考えてもらわないとお母さんが大変です。

○西村保育幼稚園室長

送り迎えもありますし、行事ごとにも2回出ないといけなとかいろいろありまして、待機児童が無くなっていけばそういったこともなくなるのですが、分園は確かにおっしゃるようになりまして、非常に大変ですので、利用調整の基準の中では、二人一度に申し込む方には加点させていただくように変えました。兄弟で先に入所している方は加点をさせていただいています。できるだけ兄弟が集まりやすいようになっています。ただ、どうしても軽い働きの方、4日の4時間ですとか、そういう方はどうしても負けてしまうような形にはなります。母子家庭みたいな手厚い加算ではありませんので、できるだけ分園は解消するようにはなっています。

○A委員

ひとり親家庭の問題がいろいろあるかと思うのですが、待機児の問題も吹田が十分に対策を打てばそれを目指して転入してくれる方が多いので、逆に待機児童はゼロにはならないと思っているのです。それと吹田の特徴ではないのかなと思っているのが、事業の概要の1番と7番と10番。病児・病後児の保育事業、それから休日保育。それぞれ3箇所と、休日保育に関しては1箇所ですということだったのですけれども、十分な数ではないのではと感じているのですけれども、1点はそちらの増設は今後考えてらっ

しゃるのかどうかということと、普段の保育料に関しては収入によるランク付けがござ
いますね。病児・病後児の分と休日の分に関しては、保育料に関しては一律だったと思
うのです。そのあたりは正直言って、特にひとり親家庭の方、決して年収は高くないと
思いますので、普段の保育料を払いながら病気のときに預ける、休日のときに預けると
いうことにちょっとなりにくくなっているのではないのかなと思いますので、こういっ
たあたりももう少し利用しやすいような方向に何かお考えだとか、そういうのはないの
かなと思います。分かる範囲で結構ですのでお答えいただけたらと思います。

○西村保育幼稚園室長

病児保育につきましては今3箇所、目標は5か所で設定しておりまして、1箇所廃
止があったりして、本当は4箇所になっているはずなのですが、事業者撤退とかが
ありまして3箇所です。4箇所目に向けて検討は進めています。休日保育事業につい
ても、非常に人が集まりにくい状況がありまして、休日に働く方は少数なのです。かな
り広いエリアから利用いただいて、やっと1園回るぐらい。重層的に支えないといけな
いのですがメインではない。2箇所あったのですが、今の利用状況から言います
と、世帯数もそれほど多くありませんので、駐車場完備のところを実施していただく
ということで、利用状況から言えば2箇所目とかはなりにくい状況です。

保育料につきましては、病児の方は低所得者層については減免させていただいていま
すが、休日の方は実費で保育料を減免なしでいただいています。

○会長

病児保育に関しては派遣型がありますね。

○西村保育幼稚園室長

訪問型ですね。

○会長

淀川区の場合は補助が出るのですね。特に感染症の場合、集めたら広がってしまいま
すから病児保育よりか家に来て見てくれるタイプの方が医学的にはリーズナブル。そこ
に補助を出されたら建物はいらぬ。そういう団体がありますから、大阪で2、3団体
あるはず。そういう方がかえって安くつくのかなと思いますけれども。

○西村保育幼稚園室長

訪問型病児保育につきましては、施設型は医師が監視していますので、その部分は
間違いなく弱いと思います。子供が医師の監視の下にあるかどうかというところと言
えば、施設型はそれぞれに医師がいますので。

○会長

小児科がついているようなところですね。

○西村保育幼稚園室長

そうです。

○会長

医師が監視しているといっても、たぶん診察しながら見ておられるので、言うほどず
つと横にいるわけではないと思います。

○西村保育幼稚園室長

施設によれば、完全に付設しているところは昼間に回診されたりしています。1箇所
は、周りのドクターが何人かで見いただいているということで、そのあたりはモニター
を付けられて、常に見られるような状態にしていまして、例えば障がい児の方とか、非

常に外に出にくいとか、その方をわかってらっしゃる方でないといつも難しいとか、そういう場合は訪問型の方がいいのでしょうか。どれだけ利用されるかということ言えば、利用人数が上がっていかないのではないかなと思います。訪問型はそれなりにお金が掛かりますので、マンパワーが掛かっていますので。

○会長

訪問型はもともとある団体に依頼をするだけなので、ニーズがなかったらいいので、加えてあげたらいいのかなと思います。

○西村保育幼稚園室長

検討させていただきます。

○D委員

急性期の病気のときには医師の目も必要だし、家庭で子供を見ていても病院に連れて行ってあとは家で予後を見ているとするならば、ずっと病室に置いておくよりむしろ子供たちはゆっくりその時間、親はいないけど違った大人と安心してそこで過ごせる場が必要なので。でも遠いところで普段見知らないところに連れて行って、病気の状態のときにそういうところまで連れて行って、見知らぬところにいさせる方がハードルは高く、逆に最初の大変なときは親が休みを取ったり病院に連れて行ったりとかがあるけれども、あと何日か続いたとき、親はなかなか休みが取れないときのサポートがいるときに、保育園には何日か出られないというときは訪問型でケアをしてもらえたら。よくベビーシッターを御紹介くださいというけれども、顔の見えない分からない人に家に来てもらうのは、行政が間に入っていることが大きな意味を持つので、利用がないのではなくて、利用できない状況にあることも認識してほしいなと思うのです。

○西村保育幼稚園室長

子供の発熱のときには、少なくともまず会社を休んでいただきたいなというのがあるのですけれども、どうしてもという方がいらっしゃる。その方がお使いになるには、おっしゃるとおり子供は泣きます。初めてだし、一時預かりは大体泣いていますので。病児も調子が悪いので当然そんな感じなのですけれども、親御さんも泣く泣く預けていかれるというそれはそういう状況がどうしてもある方です。訪問型は手厚いところもあるのですけれども、一つは利用料がどうしても上がってしまうということと密室性のところが怖いところだと思います。それは検証をさせていただいて。事業者は前から御相談に来られています。

○会長

淀川区ではその事業所を使っていて全く問題がないですし、病児保育専門なので安心できます。

○H委員

保育所に預けている方は、急に熱を出したから迎えに来てほしいと言われても、行かれないということをよく聞くのですけれども、そういうときも今おっしゃっている3箇所、行くことは可能なのですか。

○西村保育幼稚園室長

園からの送迎はやっていないです。

○H委員

そういう場合はどうなりますか。

○西村保育幼稚園室長

どうしても帰れない場合はありますので、基本的には園で預かっています。そこに看護師がいるかどうかは別にありますけれども。看護師を付けている場合は、施設に補助金が出ています。

○H委員

次の日からは、望めば病児保育に行くことは可能ですか。

○西村保育幼稚園室長

そうです。電話で予約していただいたら可能です。

○C委員

今、吹田市の公立保育所は18園ですか。

○西村保育幼稚園室長

はいそうです。

○C委員

そのうち5園が民営化、民間委託ですね。私立の認可保育園は何園あるのですか。

○西村保育幼稚園室長

29園です。

○C委員

保育園に入れない人が入る認可外保育施設は3箇所ですか。

○西村保育幼稚園室長

今3箇所です。

○C委員

近所でもちびっこランドというのがあるのですが、これは含まれていないのですか。

○西村保育幼稚園室長

緑地公園のちびっこランドは入っています。

○C委員

3園のうちの一つですか。

○西村保育幼稚園室長

そうです。

○C委員

共同保育所はこれに当たるのですか。

○西村保育幼稚園室長

そうではないです。共同保育所はこの前身というか、補助金を出させていただいたのですけれども、これをリニューアルさせていただいて、そのときに共同保育所は小規模保育事業所になっています。認可事業で。

○C委員

資料の何番ですか。

○西村保育幼稚園室長

5番で小規模保育事業所と出てくるのですが、3歳未満の小規模保育所の認可事業と誤っていただいたら結構です。

○C委員

それに関して、8番が公立保育園の決算、12番が私立保育園の決算ですか。

○西村保育幼稚園室長

11番と12番が私立に基本的にお渡ししている運営費。これで事業をやっていると思います。

○C委員

素朴な疑問なのですが、18園と29園でどうして金額がこんなに違うのかなと思ったのですが、どうしてなのですか。8番が18園ですね。

○会長

公立保育園の給料が入っていないからです。

○C委員

人件費が入っていないのですか。内容を教えてほしいのですが、どうして私立が上がってしまうのかということ。

○西村保育幼稚園室長

8番には人件費が入っていません。

○C委員

8番に入っていないのですね。

○西村保育幼稚園室長

そうです。人件費は別途21億円位かかっています。

○C委員

それに関連して公立保育園の保育士の吹田市の正規職員が何割、非正規何割で今運営しているか教えてもらっていいですか。

○西村保育幼稚園室長

朝夕のパート保育士が多いので、3分の2ぐらいは非正規の方です。

○C委員

そういう方は担任とかは持たれないのですね。

○西村保育幼稚園室長

パートの方は持たれないです。

一般的には120名定員の保育所で言いますと、17人が正規職員であると担任とか入られる方2人が非正規の方です。待機児対策で定員以上に取っている園もありますので、プラス2人ないし3人が非正規で入っています。17対5ぐらいの割合です。障がい児で付いている介助員は非正規の方です。

○C委員

先ほどもっと保育園を増やしていくということでしたが、数を聞き渡らしたのですが。

○西村保育幼稚園室長

2,150人です。

○C委員

主に私立の認可保育園を増やすという方針でということですか。

○西村保育幼稚園室長

私立のフル年齢の保育園と3歳児未満の小規模保育事業所とこども園を増やしていく。私立保育園は3歳以上ですので、そこをこども園化していくのが3本柱になっています。

○C委員

公立の保育園ではなくても私立の3年までとこども園でこの枠を。これは何年計画ですか。2,150人というのは。

○西村保育幼稚園室長

3年計画です。平成28年、29年、30年です。

○B委員

実際に実現しそうな数字なのでしょう。

○西村保育幼稚園室長

4月に計画を立てさせていただいて、10月1日までは数的には実現しています。長期的にと言いましても、平成30年度までで全部やり終えて、平成31年4月にはゼロになるような方策でやっています、今でも計画しているものは数的には揃っていています。

○C委員

大阪市で保育士が今度足りないとかいって、専業主婦とかにならなくて保育士資格を持っている方をもう一回呼び起こすような計画があるという話を聞いたのですが、吹田市の保育士の確保の現状とか、何か問題点だとかあればお聞きしたいと思うのですが。

○西村保育幼稚園室長

私立の団体とかの懇談の意見でも出ていまして、保育士の子供を保育所に預けやすくするところはずっと舵を切っていなかったのですが、来年度の入所からは保育士の加点というのを入れています。枠を増やさないといけませんので。まず市内保育所にお勤めいただいたら子供を預けやすくするというので、潜在保育士を保育士としてもう一度勤めていただく。資格を持ちながら保育士になってない方はいっぱいいらっしゃいます。今入りにくい状況ですので、保育士として戻っていただいたらほとんど入れるという状況になっています。これは大阪市もされています。

処遇改善につきましては、基本的に他の産業より低いというところで国も上げてきているのですけれども、国が旗を振り出してから5パーセント上がっているのですけれどもまだ足りないということで、国が財源確保すれば上げてくると思います。上げるということは言っているのです。具体的なパーセント、今後のパーセントは示されていません。しんどさがもう一つありまして、定着しないひとはやはり非常にしんどい。子供と向き合う時間が取れなくて、いろんな雑事に追われているということがあります。従来は最低基準の保育士を配置していただいて、さらに一人配置していただいた。そのさらに一人のところは人件費の補助金を出さしていただいているのですけれども、今後それをもう一人、二人目についても拡充していこうかなと思っています。その業務を、子供と向き合う時間を取らせてあげるということで、保育士を目指す人はそこを目指してきていますので、保育をさせてあげるというところで定着を図りたいと思っています。ハローワークとかなりパイプがありますので、セミナーとか集団面接会についてはタイアップしてやっています。

○会長

尼崎市が保育所でボランティアを市で募集されているのです。朝と夕方が一番人手のいるときなので、おじいさんおばあさんは朝早いのは得意だし夕方割と行けるので、そこにボランティアを募集すればいいと思います。かなり予算的にはきついと思いますので、仕事もきついのは朝早くて夜遅いので、全部そこをボランティアにするわけにはいきませんが、もっとボランティア募集をされたらいいかと。尼崎はかなり積極的にされています。保育所は女性の職場です。園芸とか大工仕事は男性が割と得意なの

で、そのついでに遊んでもらったりするといいいのかなということで、財源が限られていますし、中高年男性も活性化すると両方の意味があるのです。保育所ボランティアを大々的に市を挙げてされると、お金を掛けずに人を集めて、中高年の方も元気になられるので、お金を掛けずにやる方法を考えていただいたらと思います。

○会長

他に何かございますか。

○会長

時間になりましたので次の意見聴取に移ります。

(保育幼稚園室職員退室、放課後子ども育成課職員入室)

○飯尾男女共同参画室主幹

放課後子ども育成課の職員を紹介させていただきます。脇谷課長です。それでは業務概要について説明をお願いいたします。

○脇谷放課後子ども育成課長

留守家庭児童育成室事業でございますけども、いわゆる世間一般で言われております学童保育の事業を行っております。保護者の就労等により放課後も保育の必要な小学校1年生から3年生まで、平成29年度は4年生までを対象としておりますけれども、市内の36の小学校の中に留守家庭児童育成室を設置し、専任の指導員が保育をしまして、安全確保と健全育成を図っている事業でございます。

現在御利用いただけます基準ですけれども、放課後に留守家庭となる要件が必要でございまして、一般的には保護者の就労が対象になってまいりまして、週のうち3日以上、午後3時を越えて留守家庭になるという子供を対象にさせていただいております。

開設時間は放課後から午後5時まで。延長保育を利用される方は午後6時まで、別途延長保育料を御負担いただいております。夏休み、冬休みなど学校の長期休業期間については、午前8時30分から開室をいたしております。現在土曜保育ですけれども、第4土曜日だけ午前8時30分から午後5時まで開室をいたしております。その他の休室日としましては、第4土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日ということになっております。あと年末年始もお休みをいただいております。

保育料は月額3,700円を御負担いただいております。午後5時から6時30分までの延長保育を利用される方については、別途月額2,000円を頂戴しているところでございます。以上簡単でございますが、事業の内容を御説明させていただきました。

○会長

では御質問をお願いいたします。

○C委員

3年生までではなくて、4年生までに最近延長というか学年の対象が変わったのですか。

○脇谷放課後子ども育成課長

平成27年3月に定めました本市の「子ども・子育て支援事業計画」がございまして、やはり3年生以降も預かってほしいというニーズと言いますか市民の声がございました。それにお応えするようということで、その事業計画では、平成29年度から4年生まで対象を拡大するというように計画したものでございます。なおこの計画につきまして

は、平成30年度には5年生、31年度には6年生というような計画になっているのですけれども、ただ児童数が想定をかなり上回って増えておりまして、5年生、6年生については少し慎重に検討する必要があるのかなという状況でございます。

○C委員

今はまだ実施されてなくて、来年の4月1日から4年生まで拡大されると。

○脇谷放課後子ども育成課長

おっしゃるとおりでございます、今、次年度4月以降の一斉受付をしております、4年生も含めて受付をさせていただいているところでございます。

○C委員

もう一点なのですが、今市内の留守家庭児童育成室で定員オーバーになっているような部屋はあるのでしょうか。

○脇谷放課後子ども育成課長

留守家庭児童育成室の定員が、国の方のまず基準がございまして、概ね40人までとしなさいと。ただし、子供たちの支援に支障のない場合はこの限りでないというようなことになっておるのですけれども、吹田の場合は長く1クラス45人の定員にしておりましたので、基本定員を40人としつつ待機児童の問題が生じる場合は45人まで受け入れをしております。平成27年度については、年間を通じて待機児童を出したということはないのですけれども、今年4月現在でかなり児童数が増えまして、36育成室の合計で30人弱の待機を出してしまうことになりました。これまでになかった状況でございまして、学校とも協議をして新たに教室をお借りするなどいたしまして、7月の時点では一旦待機児については受け入れをさせていただいたという状況になっております。

○C委員

小学校に一室ずつ附属であると思うのですけれども、今の40人、45人は、一部屋40人ですか。

○脇谷放課後子ども育成課長

一部屋40人でございまして、児童数の非常に多いところでは三部屋、四部屋と学校から確保させていただいて運営しておるところでございます。

○C委員

そうすると、吹田は今、一室45人で運営されているということなので、同じ小学校内で二室確保できれば90人が定員になるということですか。

○脇谷放課後子ども育成課長

おっしゃるとおりでございます。

○C委員

吹田の留守家庭児童育成室は、全部学校内にあるということよろしいのですか。

○脇谷放課後子ども育成課長

はい。学校の余裕教室を活用あるいは余裕教室がないところについては、敷地内にプレハブを建てさせていただいて開室をさせていただいております。

○会長

原則、その学校に行っている子ですね。

○脇谷放課後子ども育成課長

そうです。校区の子供、その学校でなくても支援学校の子供あるいは国立の学校に

通っているなど校区の子供が対象ということですが。

○H委員

100人以上のところがありますね。百何十人と聞いたことがあるのですが、そういうところも教室を確保されて、同じようにされているということでしょうか。

○脇谷放課後子ども育成課長

プレハブを建てたり、教室を追加で確保したりとか、非常に苦勞をするのですが、学校の協力を仰ぎながら子供たちを受け入れております。

○H委員

すごく人数の多い小学校の話聞いたので、そんなにいらっしゃるのかと思ってびっくりしました。40、50人と聞いたのは、一部屋の人数だったんですね。

○脇谷放課後子ども育成課長

一番今多いところで申し上げますと、南山田小学校の中にあります南山田育成室。こちらが180人を超えておる状況でございますが、もともと独自のプレハブが2部屋あるのですが、学校からも教室をお借りしたりあるいはこの学校については旧の給食室を学校が倉庫として使われておられたのですが、そちらの方を育成室に改修させていただいたりとか、いろいろ工夫をさせていただきながら子供たちを受け入れしておる状況でございます。

○A委員

全ての学童を知っているわけではないですが、知っているところの構成を聞くと、やはり1年生が非常に多いというふうにお聞きをしました。保育時間は延長を含めて6時までということなのですが、現在保育園の延長が概ね7時までのところが多いですね。多い児童である1年生のときに、親としても子供としても、今までの生活スタイルとかなり環境が変わるので、学校への慣れる期間それと同時に保育園から学童にいったときの生活リズムが変わることへのストレスが思いのほか大きいというのをお聞きしたことがあるのですが、学童の保育時間の延長というのは考えておられないのでしょうか。それが一つと、先ほど保育幼稚園室から説明を受けたのですが、学童に関しての民営化の動きは、吹田市はどういうふうになっているのでしょうか。その2点をお尋ねします。

○脇谷放課後子ども育成課長

まず延長保育の時間ですが、現在6時30分までとなっております。これにつきましては実情にそぐわないということで、午後7時までさらに延ばしてほしいというニーズ、お声が強いので、市としてもできるだけ早期に午後7時までの延長には取り組んでいきたいというふうに考えております。この時間延長をしていこうと思いますと、現場の指導員の勤務体制にシフト性を導入するとか少し工夫が必要になってまいります。ところが現在、指導員の確保が非常に困難になっておりまして、欠員もかなり生じている状況でございますが、シフトを引くには頭数を揃えないといけないのですが、それができない状況にもなっております。またこれが民営化の話と繋がるのですが、3年生まででもニーズが非常に増えていまして児童数が増えております。2、3年前までは毎年2、100人ぐらいで推移していたのが、今年度については2、700人近いお子さんということになっております。さらに来年度からは4年生まで拡充するということになるのですが、そうなりますと指導員を大幅に増員しないといけない。ところが今、指導員確保が非常に困難になっておりまして、そういった意味で指導員の担い手

を確保するために、全36のうちの3分の1にあたります12箇所につきましては、社会福祉法人、学校法人に委託ということで進めさせていただいているところでございます。

○D委員

働いている若い世代にとっては、働くことはイコール保育所と学童がなかったら仕事ができない。しかも6時30分に勤めているところから帰ってくるというのは至難の業で、時間延長というのは、たかが30分でもすごく大きい。指導員の確保ができない理由はなぜなのか。資格を持っていたり、やる思いはあってもなかなかそれに行けなかったり何かがあるというあたりを分析されたら。それはお金の掛かることだけれども、男女共同参画のプランを立てる根幹をなします。働いて暮らしていくそして子供も健やかに育っていくためには、資料の文言で気になったのは、「保護者がお仕事やご病気で児童の放課後の保育ができず」というのは、当然家で子供を親が見るべきという前提があつて、仕事で保育できない子供たちを保育しているというのは、昔の措置の保育園という思いがまだあるなと思います。今はむしろ積極的にそういうところで親は安心できる。子供のことや親のことを考えたら改善の余地というか、そのあたりを考えていただけたらなと思います。民営化したら改善するのかと思ったら、保育園の問題もそうだけど、質の問題というのもあるけれど、ただ預かってもらえるだけで親はありがたいと最後は思うしかないのだけれども、子供のことを考えたらただ単にお金の計算で仕切られていくことに対していささか抵抗があります。

○会長

指導員の要素がある方はいくらでもいます。60歳から70歳ぐらいの男性は暇そうにしているのですから、男女共同参画センターで指導員の養成をどんどんやっていけば一緒に遊んであげられます。体育館を解放していただけたら少々暴れても大丈夫かと思えます。

○脇谷放課後子ども育成課長

放課後の家庭に代わる場所ということで、設備、施設なども国の方で

○会長

決められているのですか。

○脇谷放課後子ども育成課長

はい。休養スペースがあることですか専用区画であつて児童一人当たりが面積これぐらい確保しなさいとかいろいろあります。

○会長

指導員はうまくやれば、先ほどのようにリンクしてもっと宣伝をすればいくらでもいらっしゃるような気がしますが、年齢は関係ないのですね。年齢制限とか。

○脇谷放課後子ども育成課長

現在非常勤職員ということで、年齢制限は設けておりません。

○会長

特に特殊な免許もいらないのですか。

○脇谷放課後子ども育成課長

現在受験資格として定めておりますのが、保育士又は教員の免許を有する方ということで限定をさせていただいております。来年度の指導員からは少し範囲を広げまして、児童福祉事業に2年以上従事した者という要件も採用してまいります。

○会長

指導員のいる下のボランティアでもオーケーですね。ボランティアばかりではまずいけれども、指導員のいる下のボランティアだと普通の男性でもいけると思うのですが。

○脇谷放課後子ども育成課長

これも国の方の基準がございまして、放課後児童支援員という一定の資格要件があつて、国の定める、都道府県が実施するのですけれども、研修会を受講した放課後児童支援員の資格を持っている者を、配置しないとイケないということになっておりまして、補助的に参加していただくのであれば、ボランティアも活用できるのかなというふうには考えております。

○会長

それはそんなに日にちがいるのですか。

○脇谷放課後子ども育成課長

一週間程度の研修です。

○会長

あまり聞きませんね。

○B委員

3年生、4年生と年齢制限がありますね。そうしたら5年生、6年生になったらいきなりその部屋に行けないのかというのがすごく心配なのですけれども、逆にボランティアというのもありきかなと思うのですが、お兄ちゃんお姉ちゃんになれないのかなと。自分たちが今までこの場所において、今度下の子達が来たらその子達の面倒を見るお兄ちゃんお姉ちゃん代わりになってその場所で。せいぜい小学校卒業ぐらいまでは人数の加減もあるかと思うのですけれども、そういうことも考えたらどうかと思います。

○C委員

病気になった子とか、朝は元気に行ったのだけれども、途中でちょっとしんどくなってきたときは、留守家庭児童育成室はどのような運営になっているのですか。

○脇谷放課後子ども育成課長

保護者の方に連絡をさせていただいて、お迎えを要請ということになってまいります。

○C委員

休む場所とかは、保健室を利用させてもらっているとかはあるのでしょうか。迎えに来るのが1時間ぐらいかかることも多いと思うのですけれども、そのときはどこで待っているのか少し気になることがあつて。

○脇谷放課後子ども育成課長

育成室には畳を敷いておりますので、その端っこの方で、子供達に少し静かにしてもらいながらという対応になっております。

○C委員

学校の保健室をそのときだけ使うというのはできないのですか。一室45人でいつも子供が走り回っているので、しんどいとき辛いかなど思ったことがあつて。このときだけ保健師の先生がたぶん5時までいらっしゃるので、せめて5時まで学校の保健室とかベッドで寝させてもらえないのかなと思ったことがあります。それも基準で駄目なのですか。

○脇谷放課後子ども育成課長

学校教育の部分とまた別の事業ということになっておりますので、私どもはそれが可

能であれば本当に助かります。

○C委員

法律を変えないと駄目だという話なのですね。

○脇谷放課後子ども育成課長

はい。

○会長

そろそろ時間なのでよろしいですか。それでは今のところを御検討いただいてよろしくをお願いします。次の意見聴取に移ります。

(放課後子ども育成課職員退室、子育て支援課、子育て給付課職員入室)

○飯尾男女共同参画室主幹

子育て支援課及び子育て給付課の職員を紹介させていただきます。子育て支援課の杉原課長、子育て給付課の當課長です。まず子育て支援課の業務概要について、続いて子育て給付課の業務概要について説明をお願いいたします。

○杉原子育て支援課長

男女共同参画に関わる事業といたしまして、子育て支援課の事業を簡単に御説明させていただきます。

まず一番目、地域子育て支援センターにつきましては、家庭で子育てをしている保護者を支援するために、地域子育て支援事業の企画や調整、運営を担当する地域担当の保育士を1名配置して、育児教室、子育てサークルの育成、支援などの事業を実施いただいております。現在公立保育所2箇所、私立保育所及び認定こども園4箇所地域子育て支援拠点施設をはじめ公立保育所10箇所、私立保育所17箇所の地域子育て支援センターや保育所全園で子育て支援事業を実施しています。

二番目、おひさまルーム。これは佐竹台地域交流室とも言うのですが、その管理でございます。内容といたしましては、保育所が実施する育児教室や子育てサークルの交流、地区福祉委員会の子育てサロン、地域住民による子育て支援活動の場として活用いただいております。場所の方は吹田市佐竹台2丁目のマンションの一室を市の方で区分所有してございまして活用させていただいております。利用時間等は記載のとおりです。

続きまして三番目、子育て応援サイト「すくすく」の運営でございます。本市のホームページにおける子育て支援に関する情報は、すいた子育て情報ネット「すくすく子育てNavi」により提供してございましたが、平成26年12月から子ども・子育て支援新制度が始まるということもありまして、子育て情報をよりわかりやすく発信するとともに、情報を検索しやすくするためサイトの見直しを行い、スマートフォンにも対応したウェブサイトリニューアルし、サイトの名称も子育て応援サイト「すくすく」といたしました。また保護者のニーズに合った保育施設等の情報を検索して、子育てに関する情報を簡単に入手できるよう、平成27年10月から施設検索機能を追加しております。

次に四番目、児童館の管理・運営でございます。児童館は児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設でありまして、児童が健全な遊びを通してその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としております。現在、本市では11箇所の児童館がございまして、事業概要といたしましては、児童館では幅広い年齢の児童が自由に遊んだり行事に参加したりしながら、一人ひとりが本来持っている能力や可能性を引きだし発展させ、心身

ともに健全な育成を図るとともに親子の交流の場を提供しています。児童館には遊戯室、図書室、学習室などがあり、館には館長1名と児童厚生員6名を配置し、仲間づくりや相談、遊びの指導、行事の実施など、児童や親子の楽しい居場所づくりに努めています。また主に就園前の乳幼児を対象にした幼児教室を実施し、友達とのかかわりや簡単なルールのある遊び、保護者同士の交流等を通して親子が楽しく向かい合っただけ遊びながら友達づくりを進めています。利用できる人等は記載のとおりです。子育て支援課からは以上でございます。

○当子育て給付課長

続きまして子育て給付課で実施していますひとり親家庭等の支援事業について、資料に沿って御説明させていただきます。

ひとり親家庭等の自立支援の推進についてですが、ひとり親家庭のうち特にお母さんは長年仕事から離れていた人も多くて、パートやアルバイト等で収入が低い現状があります。子育て給付課では、ひとり親家庭の方に経済的基盤が確立できるよう就業支援を始め支援事業を実施しています。また庁内関係所管で組織していますひとり親家庭等自立促進施策推進委員会におきまして、自立支援の推進、情報共有などを行っています。

次に、各種事業について御説明いたします。

一つ目が児童扶養手当の支給についてですが、これは所得制限を設けて18歳までの子供を養育しているひとり親家庭に支給します。所得によって支給金額が変わりますが、一番所得の低い方で一人目の子供に月42,330円、二人目に10,000円、三人目以降に6,000円が加算されます。

次に、ひとり親家庭医療費助成につきましては、児童扶養手当と同じ18歳までの子供を養育しているひとり親家庭の親と子供の医療費の一部を助成します。これも所得制限があります。

次に、ひとり親家庭自立支援事業について、ひとり親家庭相談におきましては、離婚前の相談など様々な相談をお受けし、助言、情報提供を行っています。また大阪府が実施しています子供の大学の授業料などの貸付についても受付業務を行っています。自立支援給付金事業につきましては、看護師や保育士などの資格を取得するために養成機関で勉強される方の生活費の援助として、非課税世帯には月100,000円、課税世帯には月70,500円を支給しています。また専門学校でパソコン講座や医療事務講座を受講された方にも受講費用の6割を支給することになっています。自立支援プログラム策定事業につきましては、正規職員などのより良い就労を希望する方をハローワークにお繋ぎして、就労支援を行っています。

次に、母子福祉センター事業につきましては、総合福祉会館に母子寡婦センターを設置しており、吹田市母子寡婦福祉会に委託させていただきまして、相談事業やパソコン講座などの技能習得講座を実施しています。

次に、市外母子生活支援施設への入所につきましては、DVなどで市内に住み続けることができない方などを、市外の母子ホームに委託して支援しております。

最後に、交通遺児、遺児手当につきましては、一方の親を交通事故で亡くしたか両親がいない中学校3年生までの子供を養育している方に、月8,100円を支給しています。事業の説明は以上になります。

○会長

では御質問をお願いします。

○E委員

地域子育て支援センターのところで、家庭で子育てをしている保護者を支援するためと書いているのに、どうして子育て広場が入らないのですか。

○杉原子育て支援課長

子育て広場の事業を入れるかというところの過去の話があるので、事業的にはおっしゃられているように、子育て広場の事業も同様な事業というふうには認識しておりますが、平成26年度の冊子作りをさせていただくにあたって、事業の中に入れていたものの中に子育て広場の方は入れておらなかったもので、今回説明の方は割愛させていただきました。

○E委員

今後は入れるのですか。

○杉原子育て支援課長

担当課と御相談させていただきたいと思います。

○会長

他にありませんか。

○A委員

吹田の場合地域子育て支援センターは、公立私立の保育所の中に地域担当保育士がいて支援センターの働きをされているのですけれども、社会福祉協議会の地区福祉委員会の子育てサロンでも普段から熱心に参加して、地区によっては地域担当保育士が主体になって、子育てサロンの運営にも直接かかわっているとお聞きしております。特に未就学のお子さんを抱えた御家庭の居場所づくりには、よく働いていただいているなど実感しているのですけれども、児童館もやはりそういう意味では最近では平日の午前中、未就学の子供を持った御家庭、主にお母さんと子供の居場所づくりというか、ここに来たらいつもお友達がいて遊べる施設になっているという話を伺って非常に良いなどは思っているのですが。ただ児童館の配置自体が中学校区に一つぐらいの感覚だと思うのですけれども、今後小学校区に一つぐらいだとかそういうふうなことになるのは難しいのでしょうか。

○杉原子育て支援課長

児童館は市内6ブロックに分けておるのですが、計画では6ブロックに2館ずつ12施設を作っていきますという計画を昭和50年代に立てまして、今11箇所ですので、今のところ未整備地域が北千里を残すのみになっております。もし北千里ができた後、どう配置をしていくかというのは今後検討していかなければならないと思っておりますので、まだ中学校区に一つも実は、中学校は18校ございますので、18までも至っていないということです。

○C委員

子育て支援課の応援サイト「すくすく」は、こういった形でお母さん方に周知されているのでしょうか。

○杉原子育て支援課長

ホームページのトップページにいろんなメニューがあるのですが、そこからすぐに入っていただけるようにはなっているのですが、特に何らかの方法でということはありません。

○C委員

このサイトを見たら、ほぼ吹田市の子育てに関する情報がたぶん分かると思います。母子手帳を取りに来られる方に、このサイトを見てくださいというような情報を1枚入れるとか、転居されてきた方は住民票の届け出をされたときに、吹田市の冊子に1枚入れるだけで大分閲覧数が変わるのではないかなど。

○杉原子育て支援課長

平成27年当時は小さい冊子を作っておまして、転入者の方や母子手帳、妊婦検診に関わる方にお渡ししていたのですが、平成27年度で切れてしまったので。

○C委員

冊子だとお金が掛かるし、充実したものがあればもう不要かなと思うのですが、1枚でも挟み込めるような形にした方がもっと皆さんに知っていただけると。

○杉原子育て支援課長

保健センターとも相談していきたいと思います。

○A委員

民生委員の4か月の訪問のときのセットに入っていないですか。

○杉原子育て支援課長

27年度に作った分の残りは、民生委員の方々にお配りしていただくためだけの在庫になっております。

○C委員

ひとり親家庭の支援事業についてなのですが、離婚していないけど別居されているという場合がありますね。この方も対象になっているということでしょうか。

○當子育て給付課長

児童扶養手当は、離婚されている方が対象となります。

○C委員

それでは児童扶養手当等も、離婚をしていないと受けられないのですか。

訴訟の写しや調書の写し、場合によっては弁護士が介入して今離婚の相談をしているという書類を出せば対応してくれる市もあるのですが。

○當子育て給付課長

言い漏れていましたが、DVの方は児童扶養手当を受けられています。

○C委員

DVでなかったら受けられないというのが吹田市の運用なのですか。

○當子育て給付課長

吹田市はDVという事情がある方だけです。

○C委員

豊中市は訴訟の写しとかがあればたぶん給付が受けられたのではなかったかなど。

○當子育て給付課長

児童扶養手当ですか。

○C委員

母子家庭手当を受けられたという記憶があるので。それは今ないということですね。

○田家男女共同参画室参事

DV担当からですけれども、児童扶養手当につきましては、DV被害者であっても離婚が成立していないと受け取れないことになっています。

- C委員
子ども手当と児童扶養手当は違うのですか。
- 當子育て給付課長
児童手当は中学校3年生までのお子さんがいらっしゃる方皆さんが受けられる分です。
- C委員
児童扶養手当と違うのですね。
- C委員
ひとり親家庭自立支援給付事業の年度別給付件数は分かりますか。どのくらいの市民の方が利用されているのかを知りたいなと思ひまして。
- 當子育て給付課長
平成27年度は、先ほど御説明させていただいた高等職業訓練促進給付金が9件で8,738,000円です。
- C委員
件数で言うと。
- 當子育て給付課長
9の方が勉強されています。
- C委員
ひとり親家庭になられた方には知らされているのですか。こういう制度があるということ。
- 當子育て給付課長
離婚前等の相談もありますので、先ほどの児童扶養手当の届に来られたときにもパンフレットにも載っていますし、相談の際にもこういう事業があるということをお説明させていただいています。
- C委員
交通遺児とかの情報もそこに載っているのですか。
- 當子育て給付課長
はい載っています。
- 会長、
保育所に預けずに仕事に行き、おじいちゃんおばあちゃんが孫を見ているのがかなり増えてきて、東京だと近くに住んだら補助を付けるとか祖父母に手厚くなってきています。アイデアとかはないのでしょうか。
- G委員
保育所があればおじいちゃんおばあちゃんが見なくていいのですが、保育所に入れないからおじいちゃんおばあちゃんが疲れていても見なければいけないのです。
- 会長
保育所が増えるとおじいちゃんおばあちゃんが預けるので、待機児童がゼロにならないそこですね。何とか祖父母が守ってくれているところがあるのでしょうか、その人たちは保育所が増えるまで疲れるというそういう時代に来ていますね。何か対策はないのですか。
- 杉原子育て支援課長
今のところあまりそういうお声を頂戴することが少なく、吹田の場合は核家族化がかなりあるのかなど。近くに祖父母の方がいらっしゃるというのがそんなに多くないのか

なという感触なのですけれども。どこか、連れて行っていいところはないですかという事は御相談があるのですが、そんなにたくさんあるものではないと思っています。あくまでも感触でございます。

○会長

他に質問はございませんか。

○C委員

ファミリーサポートの担当課はこの課ではないのですか。

○杉原子育て支援課長

のびのび子育てプラザという山田駅前にあります未来館の1階のところで、のびのび子育てプラザが事務局になって事業しております。

○C委員

子育て支援課の担当外ですか。

○杉原子育て支援課長

直接の担当ではございません。

○会長

他にございませんか。

時間になりましたので、次の意見聴取に移ります。

(子育て支援課職員、子育て給付課職員退室、家庭児童相談課職員入室)

○飯尾男女共同参画室主幹

家庭児童相談課の職員を紹介させていただきます。岸上課長、久本主幹です。それでは家庭児童相談課の業務概要について説明をお願いいたします。

○岸上家庭児童相談課長

お手元に配らせていただいております資料に沿って御説明させていただきます。

○久本家庭児童相談課主幹

平成27年度吹田市における児童虐待の相談統計を、資料に基づきまして御報告させていただきます。

児童虐待相談件数ですが、平成27年度につきましては862件、5年前の平成23年度と比べまして約2.1倍増加しています。全国でも児童虐待の相談件数は年々増加しておりますけれども、吹田市におきましても同様の状況になっております。ただ、この虐待相談件数は、あくまでも相談、通告の件数になりますので、この件数全てが虐待であったということではございません。調査の結果、虐待と判断したものは約6割となっております。児童虐待相談の種別内訳になりますが、身体的虐待が205件、性的虐待が8件、心理的虐待が530件、ネグレクトいわゆる育児放棄が119件となっております。なかでも心理的虐待が総数の61.5パーセントを占めております。この心理的虐待以外の3つの虐待につきましては、どの年度につきましても大体割合にそれほど変化はございませんが、心理的虐待につきましては、平成25年度に比べて26年度、27年度と大幅に増加しております。この主な増加の理由としましては、一つは、平成25年度に児童虐待の対応の手引きが改訂されまして、兄弟に虐待があった場合も虐待の現場にいる同じ家庭で起こっておりますので、心理的にも非常に悪影響を及ぼすということで、その兄弟についても虐待として対応するようにということで件数を計上する

ことになりましたので、その関係で件数が増えております。もう一つの理由としましては、面前DVと言いまして、児童のいる家庭で配偶者に対しての暴力等のDVがあった場合、警察等での把握で児童相談所等に通告している件数が増えていることがあります。

次の被虐待児童の年齢内訳ですが、虐待相談件数の年齢別割合を見ますと、平成27年度につきましては、0歳から3歳未満が175件で全体の20.3パーセント、3歳から就学前までが205件で全体の23.8パーセントですので、就学前の児童が約44パーセントを占めております。続いて小学生が312件で約36.2パーセント、中学生が106件で12.3パーセント、高校生・その他が64件で7.4パーセントとなっております。

次に、虐待相談の主な虐待者ですが、平成27年度につきましては、実父が286件で33.2パーセント、実母が533件で61.8パーセントということで、実父と実母によるものが大半を占めているということになります。家庭で起こっていることとなりますので、両親のどちらか若しくは両親ともが関わっていることとなります。よく報道等で重症事案に発展しているものについては、内縁男性であるとか継父であるとか、いわゆるステップファミリーの保護者ということが多く報道されておりますけれども、実際については、実父母がほとんどを占めていることとなります。

次に、虐待相談の経路別内訳ですが、吹田市に寄せられた相談通告件数862件の総数のうち児童相談所、いわゆる吹田子ども家庭センターのことですが、545件相談が入っております。残り317件が家庭児童相談課に入った通告の内訳となります。家庭児童相談課に入ってくる主な相談経路としましては、学校や保育所など子供が所属する機関からの相談通告件数が一番多くなっております。日頃子供に接しておられる所属機関が、外傷や痣、怪我を発見する若しくは家庭内で起こっている不適切な行為であるとか、育児放棄に附帯するようなものを発見したというようなことで、連絡が来るということが多くなっております。

次に、要保護、要支援児童及び特定妊婦数の推移でございますが、実際相談を受けまして調査した結果、引き続き虐待の疑いがある若しくは虐待があるので、子供が関係している機関等で見守りや、必要な支援を行っている児童の数になっております。要保護児童につきましては、平成28年3月末で323件。要支援児童というのが現在は虐待がないけれども家庭に支援が必要で、このまま悪化すれば虐待に移行する恐れがあるという児童の数になっております。特定妊婦の数につきましては、先ほどの相談件数と異なるのは、出産されたら特定妊婦にはなりませんので、年度末には数が変わっているのですが、いわゆる妊娠期から虐待のリスクが高いような方につきましては、早期から保健センターや出産病院から連絡が入り、妊娠期から支援を開始しているということになっております。虐待相談の統計については以上になります。

○岸上家庭児童相談課長

引き続き、「子どもの生活に関する実態調査」の概要についてですが、平成28年度に初めて取り組んでいる事業ですが、報道等で御存知のことかと思っておりますが、子供の貧困というのが非常に大きな問題となってきておまして、新たな法律もできている下で、まず実態がどうなっているのかという調査から始めていく必要があるだろうということで、大阪府と共同実施する形で今年度行いました。小学5年生と中学2年生の児童、生徒とその保護者を対象として、大阪府が実施しました。

共同で実施をする市町については、市のデータや大阪府内全域のデータを取り込むこ

とで、よりサンプル数の多い結果が得られるという大阪府からの投げかけがありまして、吹田市を含めて13市町が共同で取り組んでおります。吹田市は共同実施に加え、5歳児の保護者を対象に独自で調査を行っています。共同実施する市の中で、大阪市が5歳児の保護者を対象としていますので、吹田市も大阪府と同じ調査票を使って調査を行っています。

調査は、9月に子供が所属する保育園、幼稚園、小学校、中学校を通して調査票の配布を依頼しました。9月中に調査票を回収しまして、現在、委託先の事業者で取りまとめを行っているところです。予定では、3月末に調査結果を報告書という形でまとめて、ホームページ上に公表していこうと考えています。また、それを基に関係する機関と連携しながら貧困問題に対応していかないといけない課題でありますので、関係機関と連携しながら事業計画といったものを策定して、大阪府と連携しながら新たな事業の構築に努めていきたいと考えている状況です。

○会長

何か御質問はございませんか。

質問なのですが、児童相談所と家庭支援課の関係性がよく分からないのですが、どうなっているのですか。

○久本家庭児童相談課主幹

虐待の通告受理機関というのが、児童相談所と各市町村の家庭児童相談担当の2箇所でございます。一時保護、立ち入り調査というような法的権限を持っているのが児童相談所ということになります。

○会長

児童相談所の管轄はどこになるのですか。市ですか。

○久本家庭児童相談課主幹

大阪府です。

○F委員

子どもの生活に関する実態調査のことでお聞きしたいのですが、無記名アンケートを配り既に回収されているということですが、何枚配られて何枚回収されたのか。回収したアンケートを見て、児童虐待の心理的虐待が平成23年度の140件が平成27年度に530件と約4倍に増えているのですが、解決するために良いヒントがありましたか。

○岸上家庭児童相談課長

調査票の配布部数につきましては、それぞれ3,000から3,300人ほどの対象がいますので、小・中学生はそれに合わせて保護者の分も加わりますので、全部で15,800枚ほど配布しています。回収については、開封せずにそのまま事業者の方へ回送してそこでデータ入力等を行っていますので、内容については我々もまだ見ていない状況です。

○F委員

まだ見ていないのですか。

○岸上家庭児童相談課長

数が非常に多いということもあるのですが、データ入力已全部終了して手続きが完了してから事業者から返却されるので、詳細については今の時点では何も分かりません。

○会長

他に何かございませんか。

○A委員

今、テレビで報道されていますように、所在不明児のことが非常に問題になっていると思います。まだ全容については解明されていないですが、一部報道されているのは、自治体間の情報共有がうまくいっていなかったのではないのかと言われていました。この資料で吹田での現状がよく分かったのですが、例えばこういった家庭が転出若しくは他の自治体から転入されるケースで、吹田の情報を他の自治体へ提供するとか、逆に他の自治体の情報をいただくというのはどういう形で現在進められているのですか。そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○久本家庭児童相談課主幹

児童虐待に関しましては、個人情報保護法よりも子供の安全を確保するために、保護者の同意なしでも自治体間で情報のやり取りをすることが可能になっております。虐待の疑い若しくは虐待があって支援していたような子供や要支援、特定妊婦につきましても、各自治体で切れ目のない支援が行えるように、文書等で必ず移管することになっております。吹田市もそのようにしております。

○会長

他に質問はございませんか。

○C委員

二つ質問がありまして、一つ目なのですが、吹田市における児童虐待相談統計の資料で「(1) 児童虐待相談件数」の児童虐待相談の総数は、「(4) 児童虐待相談の経路別内訳」の各相談機関に寄せられた相談を基本足しているのですね。先ほど口頭で、そのうち6割が虐待認定を受けていると。

○久本家庭児童相談課主幹

862件のうち調査の結果、6割ぐらいが虐待となっています。

○C委員

「(1) 児童虐待相談件数」の表が、二種類の要素の数字が混じっているのかなと思っていて、誤解であれば教えてほしいのですが、児童虐待相談は相談ですね。種別内訳は取りあえず相談を受けた種別を表している。

○久本家庭児童相談課主幹

そのとおりです。ふるい分けしています。

○C委員

要支援児童と特定妊婦は、認定を受けた後の数でいいのですか。

○久本家庭児童相談課主幹

要支援児童として通告します、相談しますということです。

○C委員

要支援児童と特定妊婦も相談件数ですか。

○久本家庭児童相談課主幹

相談というか報告件数という形になりますので、862件には含まれていないです。

○C委員

だから最後の合計が違うのですね。

○久本家庭児童相談課主幹

そのとおりです。

○C委員

要支援児童と特定妊婦は認定を受けた数ではなく、通報を受けた数になるのですか。

○久本家庭児童相談課主幹

通報イコール認定でもあるのですけれども。

○C委員

認定を受けていない情報と、認定を受けている情報が入り混じっている表ということでいいのですか。

○久本家庭児童相談課主幹

児童虐待の862件というのが市としてのデータになります。

○C委員

そうすると、認定した数が結局何件で、その認定の種別内訳が知りたいのですが。

○久本家庭児童相談課主幹

日々支援の中で変化してまいりますので、毎月一回ネットワーク会議を開いております。要保護児童対策地域協議会という法律に基づいた会議で、実際に虐待の相談や通報があったものを児童虐待に関係する実務者で、その都度虐待が有るのか無いのかとか、継続した支援をどのようにしていくかということを確認するのですが、その時点で虐待の事実を認定するかしないかという判断になるのですが、統計は一切公表しておりません。

○C委員

それは統計を取りにくい理由で公表していないのか、個人情報等の理由で公表していないのか。

○久本家庭児童相談課主幹

国に報告する福祉行政報告例に基づいた件数だけを公表しておりますので、統計は公表していません。

○C委員

二つ目の質問ですが、虐待認定を受けた後、家庭児童相談課では先ほどおっしゃった会議をされて、他にどのような対応策をされているのか教えてもらえますか。

○久本家庭児童相談課主幹

虐待の疑いがある若しくは虐待があると判断した家庭につきましては、緊急性がある場合は児童相談所が一時保護ということがございますけれども、大半のケースが保護者への指導や支援になります。主な方法としましては、子供が所属している保育所や幼稚園、学校で子供の見守りであるとか、場合によっては子供への必要な支援をいただいています。

虐待の背景というのは、いろいろな原因が複雑に絡み合っていることがありまして、例えば病気があるとか、何か発達の課題があるとか、経済的な不安がある、夫婦仲が悪いとかいろいろな問題を抱えておられて、そのストレスであるとか、育児の行き詰まりだとかいうことがございますので、そのアセスメントをしまして、その課題を解決できるように関係する機関と情報共有する会議を開いて、役割分担して支援方針を決定して対策するということが主な対応になっております。

それぞれの課では解決しにくい問題が多くございますので、家庭児童相談課の相談員が主に学校校区を担当しております。情報共有の要となって、場合によっては一緒に訪問したり、面談をしたりして個別対応も行ってございます。

- C委員
家庭児童相談課に相談員がいらっしゃるのでしょうか。
- 久本家庭児童相談課主幹
そうです。
- C委員
相談員は吹田市職員ですか。
- 久本家庭児童相談課主幹
そうです。
- C委員
何名いらっしゃるのですか。
- 久本家庭児童相談課主幹
家庭児童相談員としては7名の体制になっております。
- C委員
ヒヤリングなどの初めのアクセスは、この方達が行っているのですか。
- 久本家庭児童相談課主幹
そうです。
- C委員
性別は全員女性ですか。
- 久本家庭児童相談課主幹
男性が一人おります。
- 会長
他に何か質問はございませんか。
- 会長
家庭児童相談課は、要保護、要支援はできるのですか。
- 久本家庭児童相談課主幹
家庭児童相談課はできません。
- 会長
児童相談所に任せるのですか。
- 久本家庭児童相談課主幹
家庭児童相談課が相談や通告を受けて、一時保護が必要と判断した場合は、児童相談所に送致という手段を取って対応を依頼しています。
- 会長
児童相談所よりも権限が少ないので、窓口を広げて児童相談所に流していく感じになるのですか。
- 久本家庭児童相談課主幹
そうです。
- 岸上児童相談課長
平成16年の法改正で、市町村にも一時的な窓口ができたのですが、市民の方はどちらに通告してもいいということになっています。どちらかというと、法的権限を伴わないと解決しないような重篤な事案を子ども家庭センターの方が対応するので、家庭児童相談課はもっと支援的な係わり、先ほど言いましたけれども背景にはいろいろな問題があるので、そのところに他の福祉サービスなどを導入しながら、何か解決していく方

法がないのかという視点での係わりということを重視して対応しているという部分もありますので、その辺りはネットワーク会議とか、通常の情報共有しているなかで係わっているということです。

○会長

児童相談所の中で軽い例は家庭児童相談課でということもあるのですか。

○岸上家庭児童相談課長

対応してネットワーク会議にかけて、支援方針が決まればそこから先は家庭児童相談課であるか、所属での見守りがあれば所属が中心になって子供の様子を見ていく係わりをしています。

○会長

他に何かありませんか。

○C委員

資料「(3) 虐待相談の主な虐待者」で、実母が実父よりも虐待者になる数が多いというのは、原因は一緒にいる時間が長いからということですか。

○久本家庭児童相談課主幹

はいそうです。

○C委員

他に要因はないですか。

○久本家庭児童相談課主幹

はい。

○会長

当然この母親の中に精神的に病んでいる方もいらっしゃいますね。そのときはその母親に心療内科や精神科を紹介するのですか。

○久本家庭児童相談課主幹

場合によってはそういったこともしています。

○会長

警察との関連は通報するしかないのですか。かなりシビアな例は。先に児童相談所ですか。

○久本家庭児童相談課主幹

家庭児童相談課ですか。市民の方ですか。

○会長

家庭児童相談課です。

○久本家庭児童相談課主幹

警察は通告先ではないので、基本的には家庭児童相談課の判断で、法的な対応が必要と判断した場合は児童相談所に依頼しています。

○会長

近隣、知人からの通告は、秘密は守られるのですね

○久本家庭児童相談課主幹

そうです。

○会長

海外では近隣、知人からの通報が結構多いですね。

○久本家庭支援相談課主幹

はい。

○会長

大阪で餓死事件が起こったときも、マンションの住人が心的外傷を受けるくらい、言わなかったのがまずかったということで、間違いでもいいから言ってくださいですね。

○久本家庭児童相談課主幹

そうですね。

○岸上家庭児童相談課長

相談件数が増えてきた背景の一つにもそれがあるというふうには考えています。虐待をしているからというだけではなくて、子供がずっと泣き続けているからすごく心配なので様子を見てもらえませんかといったものもあります。

○会長

他に何かございますか。

それでは時間となりましたので意見聴取を終わります。ありがとうございました。

(家庭児童相談課職員退室)

○会長

次の議題に移りたいと思います。

その他でございますが、事務局から何かございますか。

○田家男女共同参画室参事

次回、第5回の審議会ですが、11月18日(金)午後3時30分から午後5時30分まで。場所は市役所低層棟3階の研修室となりますので、よろしくお願ひします。

第6回につきましては前回の審議会で、12月26日(月)か12月27日(火)で開催と話が出ていたのですが、再度、12月26日(月)か12月27日(火)で御提案させていただきますので、決めていただきたいと思います。

○会長

26日と27日の午前、午後で調整させていただきます。

御都合の悪い方はいらっしゃいますか。

○B委員

26日も27日も都合がつきません。

○会長

26日か27日の午後でよろしいですか。

どちらがいいのですか。

○田家男女共同参画室参事

どちらでも結構です。

○会長

26日でいかがですか。

○G委員

26日は出席できません。

○会長

27日は大丈夫ですか。

○G委員

午後でしたら大丈夫です。

○会長

それでは第6回の審議会を、12月27日（火）午後3時30分から、メイシアター第1集会室で開催します。よろしくお願いします。

○会長

他に何かございませんでしょうか。

無いようでしたら以上をもちまして本日の審議会は閉会といたします。